

2015年度予算要求の回答書(その7)

2015年度(平成27年度)予算要求書の回答です。
今回は3. 子どもと教育の危機を打開するために⑦~⑩、
4. いつまでも住み続けられるまちづくりを①~③です。

3. 子どもと教育の危機を打開するために

⑦ 特別支援学校の基準をつくるよう国に要望すること。

別支援学校の基準につきましては、県が国の指導に基づき、適切に定めているものと認識しております。(学校教育課)

⑧ 私立高等学校等の学費等のいっそうの負担軽減をはかること。

高校生等への就学支援につきましては、平成26年4月から、国による新たな就学支援金制度が始まり、私立高等学校等に在学する生徒への支援金が拡充され、家庭の教育費負担の軽減が図られているものと認識しております。

本市におきましては、平成22年度から、経済的な理由により修学旅行に参加することが困難である本市在住の生徒又はその保護者に対し、生徒の学校生活の充実を図るため、修学旅行に係る経費の一部を支援する「高等学校等修学旅行費支援金」を支給しております。(学校教育課)

⑨ 都市計画道路の建設に伴う三田小学校の再整備については、保護者・児童・住民に対して、経過および今後の計画を周知し、住民の不安を払拭すること。また、工事期間中は、通学路の安全を確保し、学習環境に十分配慮すること。

都市計画道路座間荻野線の建設に伴う



した。

今後も、当該都市計画道路や三田小学校西側の市道整備を含めた、学校に影響のある工事計画につきましては、年度ごとに保護者の皆様へ御説明させていただき、工事への不安を払拭できるよう配慮してまいります。

なお、当該都市計画道路の整備に当たっては、引き続き、関係地権者や沿線関係者と事業者である県等との調整を行うとともに、住民の皆様へ経過や今後の計画を適宜説明し、御理解をいただきながら、事業の促進を図ってまいります。

また、工事期間中における通学路の安全対策につきましては、事業者である県に要望するとともに、関連する市道の整備に当たっては、通学路を含めた児童への安全を確保し、周辺環境へ十分配慮して施工してまいります。(学校施設課、道路整備課、国県道調整課)

⑩ 教育委員会法の改正に伴う、教育委員会制度の改定に当たっては、教育委員会の自主性・自立性を維持すること。

教育委員会は合議制による執行機関であり、その意思決定に当たっては、教育委員の会議における多数決によって決することにより、独立性、自主性及び中立性を担保しております。

現在も、安定的・継続的に本市の教育行政を推進しているところでありますが、本年4月の法改正後においても、これを維持してまいります。(教育総務課)

4. いつまでも住み続けられるまちづくりを

① 各商店街および個人商店の活性化を図るため、商業者と話し合い、実効性のある施策を講じること。

本市では、商店街や個人商店の活性化を図るため、商店会が企画するイベントやセールに係る経費の一部を補助する「販売促進事業」を始め、新聞折込みチラシなどPR活動を支援する「あつぎ商店会PR事業」などに取り組むとともに、個人商店等の魅力を向上させ、市内店舗での消費拡大を図るため、「にぎわい元氣繁盛店相談支援事業」を展開しております。

今後におきましても、商店会連合会や各商店会と連携を深め、引き続き効果的な施策を推進し、各商店会及び個人商店の活性化に取り組んでまいります。

(産業振興課)

② 市内各地の空き店舗を、公共の施設や民間施設として活用できるよう研究すること。

公共施設の整備につきましては、平成25年4月に策定した「公共施設の最適化基本方針」

において、統一的な方針に基づく施設の最適化を基本的な考え方としております。

公共施設の最適化に当たっては、個々の施設ではなく、全ての公共施設を対象に「全体最適化」の視点から実現することが重要であり、本市としての統一的な方針に基づき一体的な取組を進めていく必要があります。

そのため、空き店舗の活用を含めた公



共施設の整備等を実施する際には、所管部署のほか、企画、総務、財務部門を含めた庁内の横断的な組織によって、全市の視点から検討することとしております。

また、民間施設としての活用につきましては、現在、中心市街地のにぎわいや活性化を目的に、「空き店舗出店支援事業」を実施しており、新たに小売業、飲食業又はサービス業の店舗を出店される方々に対し、家賃や改装費用の補助を行い支援しております。

(企画政策課、産業振興課)

③ 風俗・ギャンブル産業などが蔓延しないよう、条例を制定し、規制すること。

風俗営業等につきましては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)に基づき、その営業種別に応じて営業できる場所や時間等が規制されており、競馬や競輪等のいわゆるギャンブル産業につきましても、「競馬法」(昭和24年法律第37号)や「自転車競技法」(昭和23年第209号)等の各法令で規制がなされております。

本市といたしましては、これらの法令で十分規制が図られているものと認識しており、新たな条例の制定は考えておりません。

なお、本市では、平成26年4月に「厚木市客引き行為等防止条例」を施行し、本厚木駅周辺において、「あつぎセーフティーステーション番屋」を拠点に、指導員によるパトロールを実施し、体感治安の向上に努めているところです。

今後も引き続き、地域、警察、行政が一体となって、安心・安全なまちづくりに取り組んでまいります。

(くらし交通安全課)